

第2次愛媛県歯科口腔保健推進計画

えがお 元気歯つらつ 愛顔のえひめ!

～ みんなで目指そう お口の健康 ～



県民健康づくり計画イメージキャラクター
ヘルシーくん



愛媛県イメージアップキャラクター
みきゃん

愛媛県

平成29年3月



はじめに

超高齢社会を迎え、健康寿命の延伸が大きな課題となる中、歯と口腔を健やかに保つことは、生涯を通じて自分の歯でしっかりとかんで食べることを可能にするだけでなく、肥満や糖尿病等の生活習慣病の予防といった、全身の健康維持にもつながるなど、充実した人生を送る上で大変重要です。

県では、「愛媛県歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、平成24年に「愛媛県歯科保健推進計画」を策定し、さまざまな施策を展開して参りましたが、このたび、同計画の期間が満了することから、これまでに得られた成果と課題をふまえ、歯科口腔保健を更に充実、発展させるため、「第2次愛媛県歯科口腔保健推進計画」を策定いたしました。

本計画では、国の「歯科口腔保健の推進に関する法律」にならい、計画の名称を「歯科保健推進計画」から「歯科口腔保健推進計画」に変更するとともに、引き続き、「元気歯つらつ 愛顔のえひめ！～みんなで目指そう お口の健康～」のスローガンの下、県民の皆様が生涯を通じて楽しい食生活や健康な日常生活を送ることができるよう、ライフステージ等に応じた切れ目のない歯と口腔の健康づくりの推進を図るほか、新たに災害時における歯科口腔保健対策等にも努めて参ります。

今後とも、市町や関係団体・機関と連携しながら、各種施策に積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、皆様方の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

終わりに、本計画の策定に当たり、県民健康づくり運動推進会議専門委員会歯科保健推進部会の部会員の方々をはじめ、多くの貴重な御意見をいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

平成29年3月

愛媛県知事 中村 時広

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間と他計画との関連	4
第2章 第1次計画の評価と課題	
1 第1次計画の評価	6
2 今後の課題	9
第3章 歯と口腔の健康づくりの基本的な方向	
1 基本理念	11
2 重点目標	11
3 基本方針	12
(1) ライフステージ等に応じた切れ目のない歯と口腔の健康づくりの推進	12
(2) 歯と口腔の健康づくり推進のための基盤整備・連携推進	12
第4章 基本方針に基づく取組	
1 ライフステージ等に応じた切れ目のない歯と口腔の健康づくりの推進	13
(1) 乳幼児期	15
(2) 学齢期	17
(3) 成人期（妊産婦である時期を含む）	19
(4) 高齢期	23
(5) 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な人	
ア 障がい者（児）	24
イ 介護が必要な高齢者	25
2 歯と口腔の健康づくり推進のための基盤整備・連携推進	26
(1) 歯科口腔保健に携わる人材の確保及び資質の向上	26
(2) 関係機関の連携の推進及び情報の共有と活用	27
(3) 災害時における歯科口腔保健対策	30
第5章 計画の推進に向けて	
1 計画の推進体制	32
2 関係者・団体等の役割	33
参考資料	35
現状の分析	36
指標一覧	55
用語解説	56
県民健康づくり運動推進会議規約	60
県民健康づくり運動推進会議専門委員会歯科保健推進部会設置要領	62
県民健康づくり運動推進会議専門委員会歯科保健推進部会 部会員名簿	63
愛媛県歯と口腔の健康づくり推進条例	64

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の背景と趣旨

愛媛県歯と口腔の健康づくり推進条例と愛媛県歯科保健推進計画

本県では、歯と口腔の働きは、全身の健康の保持、増進に重要であるとの認識の下、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康の増進に寄与することを目的に、平成22年6月29日に、「愛媛県歯と口腔の健康づくり推進条例」(以下「条例」という。)を公布、施行するとともに、平成24年3月に、条例第8条の規定に基づき、愛媛県歯科保健推進計画(以下「第1次計画」という。)を策定しました。

また、平成23年8月10日に施行された「歯科口腔保健の推進に関する法律」(平成23年法律第95号。以下「歯科口腔保健法」という。)第13条においては、都道府県は、国が定める施策の方針、目標、計画等の基本的事項を勘案して、地域の状況に応じて施策の総合的な実施のための基本的事項を定めるよう努めなければならないとされています。したがって、第1次計画は、歯科口腔保健法に先行した形で条例に基づく独自計画として策定したものであり、全ての県民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指して、平成25年3月に策定した「第2次県民健康づくり計画えひめ健康づくり21」(以下「えひめ健康づくり21」という。)の「歯・口腔の健康分野」を拡充させた個別計画として位置付けています。

第1次計画の成果

第1次計画は、平成24年度から平成28年度までの5か年を計画期間とし、条例の趣旨に基づき、2つの基本方針として、「ライフステージ等に応じた歯と口腔の健康づくりの推進」及び「歯と口腔の健康づくり推進のための基盤整備・連携推進」を掲げており、これらに基づき様々な施策を展開してきました。

第1次計画の最終年度に当たる平成28年度に計画の評価を実施したところ、策定時の値と直近の値とを比較して、全体の53.8%の項目において「目標達成」又は「改善傾向」との結果が得られたことから、本県の歯科口腔保健の推進に対して一定の役割を果たしたと考えられます。

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項

平成24年7月、国は、歯科口腔保健法第12条第1項の規定に基づき、歯科口腔保健の推進のための施策の方針、目標、計画等を定めた「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」(以下「基本的事項」という。)を告示しました。この基本的事項においては、高齢化が進む中で将来を見据え、乳幼児期からの生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・保持等により、全ての国民が心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会の実現に向けた基本的な方針として、次の5項目を明示し、

5年後を目途に中間評価を行うとともに、10年後を目途に最終評価を行い、その後の歯科口腔保健の推進に係る施策に反映させることとしています。

- 1 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小
- 2 歯科疾患の予防
- 3 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上
- 4 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健
- 5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

第2次愛媛県歯科口腔保健推進計画

第2次愛媛県歯科口腔保健推進計画(以下「第2次計画」という。)は、第1次計画の評価から得られた成果と課題を基に、歯科口腔保健をなお一層充実、発展させるものであり、第1次計画の本県独自の重点目標等を引き継いだ構成を基本とし、国の基本的事項の内容やえひめ健康づくり21の取組内容を勘案した今後の新しい指針となるものです。

なお、第2次計画の名称については、歯科口腔保健法において、目的として「歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(歯科口腔保健)」を掲げていることを勘案し、「歯科保健推進計画」から「歯科口腔保健推進計画」に変更します。

また、第2次計画は、第1次計画における評価のうち、目標に達していなかった項目等について、課題を分析した上で今後の対策等も盛り込んだものとします。計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間としており、この期間において、第1次計画のスローガン「元気歯つらつ 愛顔(えがお)のえひめ! ~みんなで目指そう お口の健康~」を継承しつつ、県民が生涯を通じて楽しい食生活や健康な日常生活を送ることができるよう、歯と口腔の健康づくりに取り組みます。



第2次愛媛県歯科口腔保健推進計画の概念図



スローガン

えがお

元気歯つらつ愛顔のえひめ!

～ みんなで目指そう お口の健康 ～



重点目標

- 歯と口腔の健康づくりに関する意識の向上
- 自分の歯を大切にする生活習慣の実践
- 歯と口腔の健康づくりを取り巻く環境整備

歯と口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小



ライフステージ等に応じた切れ目のない歯と口腔の健康づくりの推進

<ul style="list-style-type: none">◎ 歯科疾患の予防◎ 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上  <ul style="list-style-type: none">・乳幼児期・学齢期・成人期（妊産婦である時期を含む）・高齢期	<ul style="list-style-type: none">◎ 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な人に対する歯科口腔保健  <ul style="list-style-type: none">・障がい者（児）・介護が必要な高齢者
---	---

歯と口腔の健康づくり推進のための基盤整備・連携推進

- ◎ 歯科口腔保健に携わる人材の確保及び資質の向上
- ◎ 関係機関の連携の推進及び情報の共有と活用
- ◎ 災害時における歯科口腔保健対策

2 計画の位置付け

計画の法的根拠

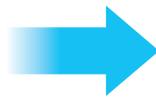
この計画は、歯科口腔保健法第13条に定める都道府県における施策の総合的な実施のための計画であると同時に、条例第8条の規定に基づく生涯にわたる県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

3 計画の期間と他計画との関連

第2次計画の期間と評価

条例第13条の規定に基づき、平成29年度から5年間を目途として目標を設定し、当該目標を達成するための取組を計画的に実施し、5年後を目途に評価を行います。ただし、計画策定後の歯科口腔保健医療を取り巻く状況の変化によって、必要に応じて見直すこととします。

平成29年度
スタート



平成33年度
評価

年度		22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
国	歯科口腔保健の推進に関する基本的事項 (歯科口腔保健の推進に関する法律)		法律施行	基本的事項の制定	→										評価
	県民健康づくり計画	13年度~	(第1次)健康実現えひめ2010	評価・策定	→										評価
県	歯科口腔保健推進計画	条例制定	策定	(第1次)歯科保健推進計画				評価・策定	(第2次)歯科口腔保健推進計画						評価

他計画との関連

この計画は、第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」における将来像「快適で安全・安心の暮らしを“紡ぐ”ことによる「やすらぎの愛顔(えがお)」があふれる愛媛づくり」を目指し、その施策を具体的に推進するための計画であるとともに、えひめ健康づくり21の歯・口腔の健康分野を拡充させた個別計画です。さらに、関連するその他の県が定める保健、医療及び福祉分野の計画との調和にも配慮した計画としています。



第2章 第1次計画の評価と課題

1 第1次計画の評価

目標の達成状況等の評価

健康水準指標(6指標)、行動指標(11指標)、環境整備指標(4指標)を性別、年齢別等細分化した39項目(健康水準指標10項目、行動指標25項目、環境整備指標4項目)について評価を行いました。

Aの「目標に達した」は、20.5%、Bの「目標に達していないが、改善傾向にある」は33.3%であり、併せると5割を超えており、一定の改善が見られました。

しかしながら、Dの「悪化している」は25.6%、指標選定時のデータの把握(基準値)がないため評価困難としたものが1項目ありました。

評価区分(策定時の値と直近値を比較)	全 体
A 目標に達した	8項目 (20.5%)
B 目標に達していないが、改善傾向にある	13項目 (33.3%)
C 変わらない	7項目 (17.9%)
D 悪化している	10項目 (25.6%)
— 評価困難	1項目 (2.6%)
合 計	39項目

<主な目標の評価結果>

A	1人平均むし歯数(永久歯・12歳児)
	60歳で24本以上自分の歯を有する人の割合
	80歳で20本以上自分の歯を有する人の割合
	8020運動の意味を知っている人の割合
B	むし歯のない幼児の割合(3歳児)
	フッ化物洗口をする児童・生徒の割合
	成人を対象とした歯科健診を実施している市町数
	歯科健診を実施している事業所の割合
D	歯間部清掃用器具を週2日以上使用している人の割合(40歳代)
	かかりつけ歯科医をもつ人の割合(20歳代)
	この1年間に歯科健診を受けた人の割合(50歳代)
	歯科疾患と全身疾患が関連のあることを知っている人の割合(20歳代、40歳代)

MEMO

8020(はちまる にいる)運動

「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という運動で、平成元年に厚生省(当時)と日本歯科医師会が提唱して開始されました。「8020」のうち、「80」は男女を合わせた平均寿命のことで「生涯」を意味し、生涯にわたり自分の歯でものを噛むことを意味します。

健康水準指標の評価

健康水準指標とは、達成すべきQOL(生活の質)の向上を含む県民の健康水準を表す指標で、県民や行政、関係団体・機関等が目指すべき方向を表します。

達成状況は次のとおりであり、目標に達したものは、「1人平均むし歯数」、「60歳で24本以上自分の歯を有する人の割合」、「80歳で20本以上自分の歯を有する人の割合」でした。

一方、40歳代、50歳代の「未処置歯を有する人の割合」は増加していました。

指 標	評 価
1人平均むし歯数(永久歯・12歳児)	男子 A
	女子 A
60歳で24本以上自分の歯を有する人の割合	A
80歳で20本以上自分の歯を有する人の割合	A
むし歯のない幼児の割合(3歳児)	B
進行した歯周病に罹患している人の割合	40歳代 B
	50歳代 B
未処置歯を有する人の割合	30歳代 B
	40歳代 D
	50歳代 D

行動指標の評価

行動指標とは、県民一人ひとりが取り組むことが望ましい行動の目安を示すものであり、保健行動や生活習慣に関する指標と知識や技術などの学習の指標が含まれます。

達成状況は次のとおりであり、目標に達したものは、「3歳児における毎日仕上げみがきをする習慣のある保護者の割合」と「8020運動の意味を知っている人の割合」でした。

また、40歳代の「歯間部清掃用器具を使用している人の割合」、20歳代、40歳代の「歯科疾患と全身疾患が関連のあることを知っている人の割合」、女性の「喫煙率」、20歳代の「かかりつけ歯科医をもつ人の割合」、50歳代の「この1年間に歯科健診を受けた人の割合」、「1日3回以上歯みがきをする習慣のある人の割合」については悪化していました。

なお、「噛ミング30(かみんぐ さんまる)の意味を知っている人の割合」については、指標選定時のデータの把握(基準値)がないため、評価困難としました。

MEMO

噛ミング30(かみんぐ さんまる)

厚生労働省の歯科保健と食育の在り方に関する検討会報告書「歯・口の健康と食育～噛ミング30をめざして～」(平成21年)において、食育を推進し、より健康な生活を目指すという観点から定められたキャッチフレーズで、ひとくち30回以上噛むことを目標とするものです。

指 標	評 価
8020運動の意味を知っている人の割合	20歳代 A
	40歳代 A
	60歳代 A
毎日仕上げみがきをする習慣のある保護者の割合	3歳児 A
	1歳6か月児 B
フッ化物洗口をする児童・生徒の割合	小学生 B
	中学生 B
定期的に歯石除去や歯面清掃を受ける人の割合	50歳代 B
	60歳代 C
歯間部清掃用器具を週2日以上使用している人の割合	40歳代 D
	50歳代 B
歯科疾患と全身疾患が関連のあることを知っている人の割合	20歳代 D
	40歳代 D
	60歳代 B
成人の喫煙率	男性 B
	女性 D
かかりつけ歯科医をもつ人の割合	20歳代 D
	40歳代 C
	60歳代 C
この1年間に歯科健診を受けた人の割合	40歳代 C
	50歳代 D
	60歳代 C
1日3回以上歯みがきをする習慣のある人の割合	男性 D
	女性 D
噛ミング30の意味を知っている人の割合	—

環境整備指標の評価

環境整備指標とは、保健サービスや人材の配置など、行政や関係団体・機関等の取組で、個人の健康づくりを社会的に支援する環境の整備状況を表します。

達成状況は次のとおりであり、目標に達した項目はありませんでしたが、「成人を対象とした歯科健診を実施している市町数」及び「歯科健診を実施している事業所の割合」は、改善傾向にありました。

指 標	評 価
成人を対象とした歯科健診を実施している市町数	B
歯科健診を実施している事業所の割合	B
行政機関の歯科医師・歯科衛生士の配置	C
口腔ケアに関連する介護報酬加算の適用を受けている介護保険施設数	C

取組状況

第1次計画では、指標を設定し、目標達成のため、次のような施策に取り組んできました。

- 歯科口腔保健に関する普及啓発として、80歳で20本以上歯を有する人を表彰する「元気歯つらつコンクール」、「親と子のよい歯のコンクール」等の啓発コンクール事業、条例に基づく「歯と口腔の健康づくり月間(11月1日から同月30日まで)」の普及啓発事業を展開してきました。
- むし歯や歯周病予防として、小学校や中学校でのフッ化物洗口の普及促進、地域、学校、職場等における歯みがき指導や講演会等を実施してきました。
- 歯科医師会や歯科衛生士会等の関係団体・機関とも連携し、人材育成、医科・歯科連携や働く世代の歯科検診の受診率促進事業等の環境整備にも取り組んできました。
- 市町では、健康増進計画や食育推進計画の中に歯科口腔保健対策を盛り込むことなどにより、歯科口腔保健の推進に取り組んできました。

2 今後の課題

第1次計画の評価を踏まえ、第2次計画に向けて次のとおり課題を整理しました。

各ライフステージ等における課題

●歯科疾患の予防

むし歯のない3歳児の割合は増加していますが、全国平均に比べて低い状況にあるため、乳歯の重要性や仕上げみがきの習慣化などの歯科保健指導の拡充が必要です。学齢期では、むし歯予防として実施しているフッ化物洗口の地域格差をなくし、県下全域での更なる展開が必要です。

成人期では、学齢期のように定期的な歯科健康診断を受ける機会がないため、歯科検診や歯石除去等のため、年1回以上かかりつけ歯科医を受診する機会を確保することが必要です。

歯ブラシと歯みがき剤を使って、丁寧にブラッシングしても、歯垢の除去には限界があります。歯間ブラシ、デンタルフロス等の歯間部清掃用器具の使用を積極的に推進していくことが必要です。

歯科疾患は、糖尿病、肺炎、心臓病等と密接に関係しており、歯科疾患の予防が全身の健康づくりに大切であることなどの正確な情報の普及が必要です。

●生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

口腔機能の良否は、栄養摂取や運動機能とも密接な関連性を有し、特に、高齢者においては、QOLの向上や健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと)の延伸に大きく寄与することから、口腔機能の維持向上が必要です。

●定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な人に対する歯科口腔保健

障がい者(児)、介護が必要な高齢者等で、定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な人に対する受診機会の確保や歯科疾患の予防の推進が必要です。

基盤整備・連携推進における課題

●歯科口腔保健に携わる人材の確保及び資質の向上

市町における歯科口腔保健事業の充実を図るため、歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職の配置促進及び資質向上が必要です。また、歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進していくため、歯科口腔保健に携わる保健、医療、福祉及び教育等の各分野の関係者の資質向上が求められています。

●関係機関の連携の推進及び情報の共有と活用

働く世代の歯科検診の受診率を向上させるため、事業所等で歯科検診を受ける機会を確保することが必要です。また、歯科口腔保健に関する施策を効果的に展開するため、地域ごと及び県全体における歯科口腔保健に関する情報収集及び現状分析を行うとともに、これらに関連する施策に取り込んで活用するための環境整備が必要です。

●災害時における歯科口腔保健対策

近年、東日本大震災のような巨大地震や津波による災害をはじめ、台風等による風水害の自然災害が多発していることから、災害時における関係機関との連携等の歯科口腔保健対策の充実、体制整備が重要となっています。



第3章 歯と口腔の健康づくりの基本的な方向

第1次計画は、基本理念に基づき3つの重点目標を定め、5年間様々な施策に取り組んできました。第2次計画では、歯科口腔保健法及び基本的事項を踏まえつつ、第1次計画の評価から見えた成果と課題を基に各種施策の展開を図ります。

1 基本理念

歯と口腔の働きが全身の健康の保持、増進に重要であるとの認識の下、県民が自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを推進するとともに、様々な分野が連携、協力し、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進することを基本理念とし、第1次計画のスローガン「元気歯つらつ 愛顔(えがお)のえひめ!～みんなで目指そう お口の健康～」を継承しつつ、歯と口腔の健康づくりを推進することとします。



2 重点目標

歯と口腔の健康づくりに関する意識の向上
正しい知識を知る

自分の歯を大切にする生活習慣の実践
県民自身が実践、行動する

歯と口腔の健康づくりを取り巻く環境整備
環境を整える

3 基本方針

歯と口腔の健康を保持、増進し、歯科口腔保健に関する健康格差縮小のための取組を適切かつ効果的に推進していくためには、ライフステージごとの特性を踏まえることが重要であることから、次に掲げる2つの項目を基本方針とし、施策の展開を図ります。

(1) ライフステージ等に応じた切れ目のない歯と口腔の健康づくりの推進

各世代を通した切れ目のない施策を展開するため、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期のライフステージ区分のほかに、障がい者(児)や介護が必要な高齢者の区分を設け、それぞれの歯科的特徴から問題点を捉え、目標を設定して歯と口腔の健康づくりに取り組みます。

○歯科疾患の予防

むし歯や歯周病等の歯科疾患のない社会を目指して、歯科疾患の成り立ちや予防方法に関する普及啓発を行うとともに、健康を増進する一次予防に重点を置いた対策を推進します。

○生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

食べる喜び、話す楽しみ等のQOLの向上を図るため、口腔機能の獲得、向上及び低下の軽減に取り組みます。

○定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な人に対する歯科口腔保健

障がい者(児)や介護が必要な高齢者で、定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な人に対しては、その状況に応じた支援を講じた上で、歯科疾患の予防等による歯と口腔の健康保持、増進に努めます。

(2) 歯と口腔の健康づくり推進のための基盤整備・連携推進

歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進していくために必要な社会環境を整備するとともに、歯科口腔保健に携わる人材の資質の向上に努めます。

○歯科口腔保健に携わる人材の確保及び資質の向上

○関係機関の連携の推進及び情報の共有と活用

○災害時における歯科口腔保健対策